

横浜交通開発株式会社
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる労働環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日（5年間）

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1（職業生活に関する機会の提供）

女性社員を1つ上位の職階へ3人以上昇任させる。

<実施期間・取組内容>

- | | |
|-------|---|
| 令和3年度 | ・ 上位職階で活躍する女性社員を社内報で紹介する。
・ 男女公正な昇任基準となっているか検証し、見直しをする。 |
| 令和4年度 | ・ 女性活躍に関する意見交換会を実施する。
・ 所属長に意見交換会結果等による女性を配属する上での課題について周知する。 |
| 令和5年度 | ・ 女性社員の意欲向上を目指した研修等の実施する |

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男女とも一月当たりの平均残業時間を5%削減する

<実施期間・取組内容>

下記取組を行い各年度1%ずつ削減する

- ・ 長時間労働の削減の方針について社長からメッセージを発信する
- ・ 会議の短縮・参加人数の見直しを実施する
- ・ ノー残業デーを設定し当日は周知し徹底する
- ・ 各職場における原因を調査、分析する
- ・ 時間外労働の平準化を検討する
- ・ 業務効率化の施策の検討、実施する